

(7) 2008年(平成20年)7月18日(金)

国会を通して日本政府が決めたことですか  
ら、裁判員制度はなんがなんでも来年から始まるようです。

今年の秋には、市町村の「選挙管理委員」がクジで選んで皆さんの中のだれかは（めでたく）当選し、市の「裁判員候補者名簿」にのせられ、その通知の郵便が届きます。まあ戦前の旧日本軍の赤紙（兵隊へ入れとくべしと決めたからには、最高裁判官）に似たようなものが、突然舞いこむわけです。

なんでこんなものが出来たか？

皆さんがあスコミニおどされ、だまされて、「平成の水戸黄門」などと絶賛し失脚した中坊公平が、人気取りに言い出し、それにつ

られてしまったのが、あの祭りというものです。まあ、小泉首相の「郵政民営化」におどされた今の政情と似たようなものです。

◇ ◇ ◇  
政府が国会を通じ、重大な刑法犯罪は裁判官三名の員六名と裁判官二名の九名で、合議法廷を開くべしと決めたからには、最高裁判官もやらざるを得ません。なんとテレビで裁判員の「マーシャルまではじめるようです。最高裁判所が「本腰を入れて裁判員制度は良いものだと宣伝せよ」と命令すれば、全国の高等裁判所も地方裁判所も、いやでも

おうでも啓蒙（宣伝）活動をやらざるをえません。多治見や御嵩の裁判所では重大犯罪は裁けないので、裁判員法廷はないのですが、啓蒙活動はやらなければならぬのです。

◇ ◇ ◇  
★ある定年退官され（昨年も多治見の裁判所が、人で力を合わせれば出来るのではないか？」  
ではないでしょうか！）  
しかし現場の裁判官はとてもそんな本当のことは言えないのです。この新聞をよんでもおられる地元国會議員の先生！なんとかしていただけませんでしょうか？

◆ ◆ ◆  
裁判官の広報  
「それに加えてドシロートの庶民が六名も入ってくれば、まず刑事裁判のイロハからも出来ないことも裁判員の皆さんに説明しなくてなりません。おじでまとくなることは、火を見るより明らかです」

◆ ◆ ◆  
裁判官の話  
「重犯罪事件というのはたくさんあります。裁判長はじめ三名全員が、いな所へでかけていつて反対するほど、おとなげないこと時間はともありません。三はいたしませんが、宮づかえ名といつても実際は事件をわざて交代当番で検討せざるをえないのが実情です」

## 裁判員制度反対(その4)

美和 勇夫

議によって裁  
現在三名の合

いてるので

市民を集めて宣伝広報集金を

やりました。私はさすがにそ

んな所へでかけていつて反対

するほど、おとなげないこと

時間はともありません。三

はいたしませんが、宮づかえ

名といつても実際は事件をわ

ざて交代当番で検討せざるを

えないのが実情です

◆ ◆ ◆  
弁護士同記  
（昨年も多治見の裁判所が、人で力を合わせれば出来るのではないか？）

★ある高等裁判所の

★私の意見

